平成２５年（フ）第２４８号
川崎市川崎区中瀬２丁目16番14号　コーポコーエイ301、住民票上の住所東京都大田区大森西２丁目28番12号　ルミエール大森402
債務者　宍戸レイ子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
川崎市多摩区菅５丁目12番22号　サンハイツ102、前住所川崎市多摩区中野島６丁目27番16号　庄司孝史方
債務者　平　　輝美（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
川崎市高津区北見方２丁目13番10号　第一メゾン竹内103
債務者　大木　剛史
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
川崎市中原区上新城１丁目４番24号　ヴェルジュ千葉102
債務者　ＦＡＵＳＴＯ　ＭＥＤＥＬ　ＰＡＧＵＩＡ
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
川崎市川崎区宮本町８番地25　リエス川崎704
債務者　木下　智晴
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
川崎市川崎区日進町９―14　秩父館、住民票上の住所川崎市川崎区中島２丁目５番12号砂辺202
債務者　桑原　正信
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８６号
川崎市高津区末長326番地１　アゼリア中山６番館205
債務者　櫻田　友栄
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５２０号
千葉市中央区仁戸名町408番地17　ハウスみのり103号
債務者　盛山　恵里
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月２日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２６００号
横浜市緑区白山１丁目15番20―202号
債務者　林　　正明
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０５５号
神奈川県茅ヶ崎市室田３丁目11番34号　翠―５　202号室
債務者　藤田　泰宏
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３９号
横浜市南区井土ケ谷下町38番地４
債務者　大貫　圭史
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６６号
横浜市西区東久保町41番13号　ハイム綱島１号
債務者　坂　　美子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０６号
愛知県豊橋市西七根町字むつみね台５番地２
債務者　小林よう子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前11時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第５１号
札幌市中央区北６条西11丁目１番地
破産者　有限会社和慎
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８５号
埼玉県羽生市西３丁目12番16号
破産者　村田　宏之
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部